

- 第 61 回全国保育研究大会 宣言 -

すべての人が子どもと子育てに  
関わりをもつ社会の実現をめざして

平成 29 年 11 月 15 日 全国保育協議会

平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度が施行され、平成 29 年度は、5 年を 1 期として各市町村が策定した「子ども・子育て支援事業計画」の第 1 期中間年です。会員それぞれの現場では、保育の受け皿確保とともに、技能・経験に応じた保育士等の処遇改善や、人材確保をはじめとする経営課題への対応を推進しています。

これまで全国保育協議会では、子ども・子育て支援の安定的定着のために、消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源を早期かつ恒久的に確保することを要望してきました。具体的には、喫緊の課題である人材確保のため、職員給与の更なる改善を図ること、また、新制度施行後に導入された新しい事業類型における質の低下を防ぐために自治体の関与の仕組みを導入することなど、より一層の子ども・子育て施策の拡充を政府等へ提言してまいりました。

「保育所保育指針」は、乳児・1 歳以上 3 歳未満児の保育に関する記載の充実等をはじめとした改定が行われ、平成 30 年度の施行に向けて、今年度が周知期間です。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」も、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改定内容と整合性を確保し、職員の資質・専門性の向上等への対応を目的とした改訂が行われました。制度の変化はあれども、保育関係者には地域全体の子どもの育ちの保障や、保育の質の向上にむけた取り組みが継続して求められます。

他方、「改正社会福祉法」への対応をはかり、社会福祉法人が社会の負託に応える公器として、公益法人等と同等以上の公益性・非営利性の確保や説明責任を果たした経営の透明性を確保し、他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足する、地域社会への更なる貢献等を推進していくことが必要です。

公・私立 21,000 か所の保育所・認定こども園等の会員で組織している全国保育協議会と、保育士等 18 万 5 千人が加入する全国保育士会は、子どもたちの生命を育みながら健やかな育ちを保障する礎である保育のさらなる充実によって、すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現に向けて今後も取り組んでまいります。

わが国の乳幼児期の教育・保育を担う事業者として、そのあり方を自らに問い続け、充実した環境の確立を進めることで、社会・地域からの理解と信頼を一層深められるよう、第 61 回全国保育研究大会開催にあたって、次のとおり、宣言します。

一、 私たちは、積み重ねた実践を活かし、保育所・認定こども園等をはじめとする多様な事業の展開をもって、社会からの要請及び地域の子ども・子育て支援ニーズに忘れ、待機児童が存在する地域、人口減少地域に関わらず、子どもの適切な発達保障の実現をめざします。

一、 私たちは、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化した、改正児童福祉法の理念を守り、一人ひとりの子どもをその家庭も含めて包括的に捉え、子どもの貧困によって育ちへの影響が出ないように、発達に適した成育の場を確保します。さらに、虐待等を生じさせない、また発生した場合には適切にその解決につながるよう、児童福祉施設としての機能の充実をめざします。

一、 私たちは、実施している乳幼児期の教育・保育の供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の会員にあっては、組織運営・経営の透明性の確保・向上等を確実に進め、あわせて、地域社会が必要とする福祉の更なる充実をもって、公益性の確立をめざします。

一、 私たちは、東日本大震災や熊本地震をはじめとする、近年多発する大規模な自然災害で被災した子ども、子育て家庭を含む地域のすべての方が、会員等関係者への支援に継続して取り組むとともに、災害時においても安全・安心な事業継続の実現をめざします。

一、 私たちは、自身の質の向上のためにたゆまぬ研鑽を積むとともに、実践を担う保育士等の、キャリアアップの仕組みの構築と処遇改善をはじめとした就労を取り巻く課題に主体的に向き合い、抜本的な改善の実現をめざします。

平成 29 年 11 月 15 日